

(A表) 報告対象として指定される建築物 (建築設備は裏面参照)

項目	対象用途	対象要件(※1)		対象年度(直近)
		政令指定(※2)	特定行政庁(市)指定	
1	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 3階以上に当該用途 ② 客席部分の延床 $\geq 200\text{m}^2$ ③ 主階が1階にない ④ 地階に当該用途	① 当該用途の延床 $> 300\text{m}^2$	H28から 3年ごと
2	○観覧場(屋外観覧場は除く。) ○公会堂 ○集会場、冠婚葬祭場	① 3階以上に当該用途 ② 客席部分の延床 $\geq 200\text{m}^2$ ③ 地階に当該用途	① 当該用途の延床 $> 300\text{m}^2$	H28から 3年ごと
3	○病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)	① 3階以上に当該用途 ② 2階の当該用途の延床 $\geq 300\text{m}^2$ ※病院・診療所は2階に患者の収容施設があるものに限る ③ 地階に当該用途	① 地階又は3階以上に当該用途を有する。 ② 当該用途の延床 $> 300\text{m}^2$ (階数が3以上のもの)	H29から 3年ごと
	○ホテル、旅館		① 地階又は3階以上に当該用途を有し、かつ、当該用途の延床 $> 300\text{m}^2$	H30から 3年ごと
3	○就寝用途の児童福祉施設等 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(※3) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	① 3階以上に当該用途 ② 2階の当該用途の延床 $\geq 300\text{m}^2$ ③ 地階に当該用途	/	H29から 3年ごと
	○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ○寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(※4)			H30から 3年ごと
4 (※5)	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボウリング場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 3階以上に当該用途 ② 対象用途の延床 $\geq 2000\text{m}^2$	/	H30から 3年ごと
5	○百貨店、マーケット ○物品販売業を営む店舗(床面積が 10m^2 以内のものを除く。)	① 3階以上に当該用途 ② 2階の当該用途の延床 $\geq 500\text{m}^2$ ③ 対象用途の延床 $\geq 3000\text{m}^2$ ④ 地階に当該用途	① 地階又は3階以上に当該用途を有し、かつ、当該用途の延床 $> 1000\text{m}^2$	H28から 3年ごと
	○展示場		/	H30から 3年ごと
6	○キャバレー ○カフェ ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール ○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店	/	① 5階以上に当該用途	H28から 3年ごと
	共同住宅[小倉北区]			H29から 3年ごと
	共同住宅[門司、小倉南、戸畑区] 共同住宅[若松、八幡東、八幡西区]			H30から 3年ごと

※1 面積要件のないものは全て 100m^2 を超えるもの。
 ※2 避難階(1階など直接地上へ通ずる出入口のある階)以外の階を当該用途に供するもの。
 ※3 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。
 ※4 利用者の就寝の用に供するものに限る。
 ※5 学校に付属するものを除く。

(B表) 報告対象として指定される建築設備等 (建築物は裏面参照)

項目	種別	対象	対象年度
1	建築設備 (機械換気設備、機械排煙設備、非常用照明)	① A表に該当する建築物に設けられる建築設備(※1)	毎年度 (建築物が対象になる年度から報告開始)
2	昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプのものに限る) ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているものうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの。)を除く。	毎年度 (小荷物専用昇降機はH30から報告開始)
3	防火設備(※2)	① A表に該当する建築物に設けられる防火設備(※1) ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ○病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ○寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(※3) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(※4)	毎年度 (建築物が対象になる年度から報告開始)
4	準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設	毎年度

※1 A表項目6の共同住宅は除く

※2 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

※3 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

※4 利用者の就寝の用に供するものに限る。